

<報道発表資料>

E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:危機管理

令和6年11月26日

**県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る
防疫措置の完了について**

本日10時00分、行田市の高病原性鳥インフルエンザ発生農場における防疫措置が完了しましたので、お知らせします。

1 農場の概要

- (1) 農場の所在地：行田市
- (2) 殺処分羽数：2,528羽

2 防疫措置の経過

- (1) 殺処分開始日時：11月25日（月曜日）8時00分
- (2) 殺処分完了日時：11月25日（月曜日）9時30分
- (3) 防疫措置完了日時：11月26日（火曜日）10時00分

3 作業従事者数

延べ57人
（県職員26人、関係団体31人）

4 今後の防疫対応 [別紙1参照]

- (1) 搬出制限解除予定日
令和6年12月8日（日曜日）0時00分
- (2) 移動制限解除予定日
令和6年12月18日（水曜日）0時00分

※(1)、(2)ともに農林水産省と協議の上、解除します。

5 その他

- (1) 消毒ポイントについて [別紙2参照]
防疫措置完了に伴い、下記の消毒ポイントを閉鎖します。
・南河原第二区集会所（行田市南河原962）
- (2) 我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。